

霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集事業 質疑回答書

令和7年12月16日

番号	募集要項 の頁数	項目	質 疑 内 容	質 疑 回 答
1	2	3 貸付期間	貸付期間30年未満の表記ですが、上限いっぱいを希望する際の書き方としては30年で良いでしょうか？（29年と364日、とした方が良いでしょうか？）	1日単位で上限いっぱいを希望する場合は、「30年未満で最も長い期間」と記入してください。なお、その場合の契約満了日は、貸付期間開始日の30年後の同月同日の2日前となります。
2	2	3 貸付期間	貸付期間25年以上30年未満ですが、30年を超える賃貸希望である時、協議してもらえますでしょうか？（開店日から30年、など）	借地借家法第23条第2項に基づく事業用定期借地権設定契約とするため、貸付期間を30年以上とする協議には応じられません。ただし、貸付期間の満了後、引き続き貸付物件の貸付けを受けようとする賃借を希望する場合には、再契約の協議を行います。
3	3	6 応募条件等	地下埋設物について事業者負担という事ですが、該当物件地の道路工事時などに実際に出了埋設物について教えてください。硬い岩盤、岩、人工物など。	貸付物件に接する道路部分については、埋設物調査や掘削を行っていないため、埋設物については把握していません。
4	3	6 応募条件等	地下埋設物について事業者負担という事ですが、該当物件地は現在更地ですが、過去何か活用していたのであれば教えてください。	本市が取得して以降、近隣の公共施設用の臨時駐車場としての使用や、イベントや近隣の工事のための駐車場、資材置場として一時的に貸付けを行ったほかには、特段活用されていません。
5	5	8 スケジュール概要	覚書締結後1年以内の開業を目指すにあたり、事業者の決定後、確定測量と並行して事業を行うにあたり必要となる、建築に関わる確認申請等も受け付けていただけるでしょうか？ (以下質問としての開示は不要ですが、細かい内容としては・尾張旭指導要綱協議、開発事前協議、開発許可申請、農地転用届、関係課事前相談、砂防協議等、覚書協議です)	本市への各種協議や届出については、事業者の決定後、境界確定測量と並行し受け付けます。ただし、愛知県への協議や届出が必要な手続（開発に係る事前協議、開発行為許可申請、砂防指定地内行為許可申請、建築確認申請等）については、直接お問合せください。

番号	募集要項 の頁数	項目	質疑内容	質疑回答
6	5	8 スケジュール概要	令和8年6月の覚書締結予定のスケジュールについて、測量、登記等長引いた際は必要に応じて延期を認めてもらえるでしょうか？	スケジュール概要は目安であり、やむを得ない理由で延期となる場合は覚書締結時期の変更を協議します。
7	8	1 1 事業提案書等の提出	事業提案書について、提案者を特定できる事項（社名等）は記載しない事、とありますが、外観の写真、売り場の写真は使用しても構わないでしょうか？またその際、ロゴにぼかしをいれるなど必要でしょうか？	外観や売り場の写真を使用しても問題ありませんが、ロゴ等にはぼかしを入れるなど、提案者を特定できないようにしてください。
8	9	1 3 事業提案書等の審査	プレゼンテーションについてはパワーポイントやプロジェクターなどは使用できますでしょうか？	パワーポイントをお使いいただけます。プロジェクターやモニターについては、お持ち込みいただくか、本市で用意することも可能です。
9	9	1 3 事業提案書等の審査	プレゼンテーションに使用する物は事業提案書とは違い、会社のロゴなどが入っても良いでしょうか？	プレゼンテーションに使用する資料等についても、事業提案書と同様、提案者を特定できる事項（社名等）は記載しないでください。